

# INFORMATION

## 平成29年度の制度改正のお知らせ

### 平成29年8月から ▶70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられました

1ヵ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、今年の8月から下記のとおりに引き上げられました。

#### ●70歳以上の高額療養費の自己負担限度額（平成29年8月～平成30年7月）

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み (標準報酬月額28万円以上)	44,400円 →57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一般 (標準報酬月額26万円以下)	12,000円 →14,000円(年間14.4万円上限)	44,400円 →57,600円(44,400円)
住民税非課税		24,600円
住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円

( )は直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です。

### 平成29年8月から ▶高額介護サービス費が引き上げられました

介護サービスの1ヵ月あたりの自己負担限度額が引き上げられました。ただし、同じ世帯のすべての65歳以上の人が1割負担の世帯には年間上限を新たに設け、過大な負担とならないよう配慮しています。

#### ●高額介護サービス費（平成29年8月～）

区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
現役並み所得相当 <sup>※1</sup>		44,400円	
一般	2割	合計所得金額160万円以上 (個人で判定) <sup>※2</sup>	37,200円→44,400円
		合計所得金額160万円未満 (個人で判定)	
市町村民税世帯非課税等	1割	年金収入80万円以下等	24,600円
			15,000円

同じ世帯のすべての65歳以上の人が1割負担の世帯に対する年間上限額の新設  
年間上限:446,400円

※1 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)

※2 世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担

### 平成29年10月から ▶65歳以上の入院時居住費の負担が引き上げられます

入院時の居住費(光熱水費相当額)は、介護保険施設では1日370円負担していることから、65歳以上の医療療養病床への入院患者の居住費が引き上げられます。なお、平成30年4月からは、医療区分にかかわらず370円に統一されます(難病患者を除く)。

#### ●65歳以上の医療療養病床入院時の居住費（平成29年10月～平成30年3月）

医療区分	負担額(日額)
医療区分Ⅰ	320円→370円
医療区分Ⅱ・Ⅲ(医療の必要性の高い人)	0円→200円
難病患者	0円

## 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化について

平成29年度税制改正により、医療費控除申請の際、従来の医療費などの領収書の添付に代わり医療費などの明細書の添付に改められました。その結果、明細書として健康保険組合が発行する医療費通知が活用できるようになりました。

ダスキン健康保険組合では、KenCoMで医療費のお知らせを実施しています。今後、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用した電子申告も検討されています。なお、書面による申告の場合は、医療費通知(原本)が必要で、電子的に発行された医療費通知を印刷して申告することができません。

## 個人番号の取得について

個人番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する情報提供ネットワークシステムの運用が平成29年7月18日に開始されました。

健康保険組合はマイナンバーを利用して事務を行う「個人番号利用事務実施者」に該当し、他機関との情報連携を実施するために、加入者の皆さまのマイナンバーを取得する必要があります。

ダスキン健康保険組合では事業主経由で一括届出いただいておりますが、  
下記の場合は住民基本台帳ネットワーク経由で収集いたします。

- 情報提供ネットワークシステム登録時に不一致などのエラーとなった場合
- 資格取得日から4ヵ月後の健保指定の届出日にマイナンバー未届であった場合

### 関連リンク

- マイナンバー・社会保障・税番号制度(内閣官房)  
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>



- 社会保障・税番号制度  
(マイナンバー)(政府広告オンライン)  
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>



- マイナンバー制度(社会保障分野)(厚生労働省)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>



### 番号法第十四条（提供の要求）

個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。個人番号利用事務等実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ）は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号および第五十一条において同じ）の提供を求めることができる。

## 組合会議員改選のお知らせ

平成29年5月18日開催の第116回組合会にて理事長・理事・監事の選任が行われました。

### ダスキン健康保険組合議員

敬称略

	氏名		氏名
理事長	内藤 秀幸	選定議員	沼波 昭男
常務理事	井澤 良雄 ※	選定議員	古川 満良
選定理事	島倉 勝	互選議員	井原 修
互選理事	下 二郎 ※	互選議員	中村 治
互選理事	藤井 修治 ※	互選議員	窪 孝司
互選理事	正木 俊久	選定監事	竹内 浩哉
選定議員	鶴見 明久	互選監事	飯田 健司

※は新任組合会議員

- 任期 平成29年5月2日から  
平成30年5月1日まで
- (退任)  
選定議員：今西 正博  
互選議員：藤原 佳久・鈴木 琢